

供給約款等以外の供給条件

(料金についての特別措置〔太陽光発電促進付加金〕)

平成24年3月1日実施

平成 24・01・24 資第 24 号

認 可

平成 24 年 1 月 25 日

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気供給約款（平成 21 年 3 月 3 日届出。以下「供給約款」といいます。）ならびに選択約款のはぴ e タイム（平成 21 年 3 月 3 日届出。以下「はぴ e タイム」といいます。）、時間帯別電灯（平成 21 年 3 月 3 日届出。以下「時間帯別電灯」といいます。）、低圧総合利用契約（平成 21 年 3 月 3 日届出。以下「低圧総合利用契約」といいます。）、低圧季時別電力（平成 21 年 3 月 3 日届出。以下「低圧季時別電力」といいます。）、深夜電力（平成 21 年 3 月 3 日届出。以下「深夜電力」といいます。）、第 2 深夜電力（平成 21 年 3 月 3 日届出。以下「第 2 深夜電力」といいます。）および融雪用電力（平成 21 年 3 月 3 日届出。以下「融雪用電力」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) この供給条件は、(2) の場合を除き、平成 24 年 3 月の検針日から平成 25 年 3 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1) にいう検針日は、応当日といたします。

3 料 金

供給約款 15（料金）、供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)、はぴ e タイム 7（料金）、時間帯別電灯 7（料金）、低圧総合利用契約 9（料金）、低圧季時別電力 6（料金）、深夜電力 3（深

夜電力 A) (5), 深夜電力 4 (深夜電力 B) (4), 第 2 深夜電力 6 (料金) および融雪用電力 9 (料金) は, 次のとおりといたします。

(1) 供給約款 15 (料金) (1) の「料金は, 早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金とし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。」は「料金は, 早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(2) 供給約款附則 4 (農事用電力 [脱穀調整用電力] のお客さまについての特別措置) (2), はぴe タイム 7 (料金), 時間帯別電灯 7 (料金), 低圧総合利用契約 9 (料金), 低圧季時別電力 6 (料金), 深夜電力 3 (深夜電力 A) (5), 深夜電力 4 (深夜電力 B) (4), 第 2 深夜電力 6 (料金) および融雪用電力 9 (料金) の「料金は, 早収期間内に支払われる場合には早収料金とし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。」は「料金は, 早収期間内に支払われる場合には早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(3) 太陽光発電促進付加金は, 次のとおりといたします。

イ 太陽光発電促進付加金単価

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

太陽光発電促進付加金単価は, 各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	20 ワットまでの 1 灯につき	41 銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	82 銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	1 円 23 銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	2 円 04 銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワット までごとに	2 円 04 銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	61 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの 1 機器につき	1 円 22 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	1 円 22 銭

ただし、供給約款等以外の供給条件（平成 23 年 10 月 3 日付け平成 23・09・12 資第 10 号認可。以下「定額電灯および公衆街路灯 A の料金についての特別措置」といいます。）2（料金）の適用を受ける 10 ワットまでの電灯の太陽光発電促進付加金単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

1 灯につき	20 銭
--------	------

b 臨時電灯 A

太陽光発電促進付加金単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	3 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	3 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	33 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	33 銭

c 臨時電力

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	35 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	18 銭

d 農事用電力（脱穀調整用電力）

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1 日につき	8 銭	17 銭	35 銭	51 銭	17 銭

e 深夜電力 A

太陽光発電促進付加金単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	5 円 25 銭
---------	----------

(D) 従量制供給の場合

a 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	79 銭
電 力 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	5 銭

b a 以外の場合

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	5 銭
-------------	-----

ロ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、次により算定いたします。

なお、太陽光発電促進付加金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

太陽光発電促進付加金は、イ(イ)に定める各契約負荷設備ごとの太陽光発電促進付加金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力（脱穀調整用電力）および深夜電力 A

太陽光発電促進付加金は、イ(イ)に定める各契約種別ごとの太陽光発電促進付加金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金は、その 1 月の使用電力量にイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量（1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。）までは、最低料金に適用される太陽光発電促進付加金単価といたします。

なお、供給約款附則 3（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い）の適用を受ける場合は、太陽光発電促進付加金は、

供給約款附則 3（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い）（2）に準じて算定いたします。

4 日割計算

供給約款 28（日割計算）、はぴeタイム 10（その他）（1）イおよび時間帯別電灯 9（その他）（1）イは、次のとおりといたします。

(1) 供給約款 28（日割計算）（1）の「当社は、27（料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、次により早収料金を算定いたします。」は「当社は、27（料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、次により早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものとし、はぴeタイム 10（その他）（1）イおよび時間帯別電灯 9（その他）（1）イの「当社は、供給約款 28（日割計算）に準じて日割計算を行ない、早収料金を算定いたします。」は「当社は、供給約款 28（日割計算）に準じて日割計算を行ない、早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

(2) 供給約款 28（日割計算）（1）イの「基本料金、最低料金または定額制供給の早収料金は、別表 9（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。」は「基本料金、最低料金、定額制供給の早収料金、最低料金に適用される太陽光発電促進付加金または定額制供給の太陽光発電促進付加金は、別表 9（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。」と読み替えるものといたします。

(3) 供給約款 28（日割計算）（1）ロの「電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）（1）ハにより算定いたします。」は「電力量料金および従量制供給の太陽光発電促進付加金（最低料金に適用される太陽光発電促進付加金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9（日割計算の基本算式）（1）ハにより算定いたします。」と読み替えるものといたします。

5 日割計算の基本算式

供給約款別表 9（日割計算の基本算式）は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款別表 9（日割計算の基本算式）(1)イの「基本料金,最低料金または定額制供給の早収料金を日割りする場合」は「基本料金,最低料金,定額制供給の早収料金,最低料金に適用される太陽光発電促進付加金または定額制供給の太陽光発電促進付加金を日割りする場合」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款別表 9（日割計算の基本算式）(1)ロ(イ)および(ハ)の「なお,最低料金適用電力量とは,イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。」は「なお,最低料金適用電力量とは,イにより算定された最低料金または最低料金に適用される太陽光発電促進付加金が適用される電力量をいいます。」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款別表 9（日割計算の基本算式）(1)ハの「日割計算に応じて電力量料金を算定する場合」は「日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の太陽光発電促進付加金（最低料金に適用される太陽光発電促進付加金を除きます。）を算定する場合」と読み替えるものといたします。
- (4) 供給約款別表 9（日割計算の基本算式）(5)の「供給停止期間中の早収料金の日割計算を行なう場合」は「供給停止期間中の早収料金または太陽光発電促進付加金の日割計算を行なう場合」と読み替えるものといたします。

6 供給停止期間中の料金

供給約款 38（供給停止期間中の料金）の「36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には,その停止期間中については,まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金といたします。）を 28（日割計算）により日割計算をして,早収料金を算定いたします。」は「36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には,その停止期間中については,まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金の場合の料金といたします。）を 28（日割計算）により日割計算をして,早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

7 制限または中止の料金割引

供給約款 41（制限または中止の料金割引）は,次のとおりといたします。

(1) 供給約款 41（制限または中止の料金割引）(1)の「当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない早収料金を算定いたします。」は「当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

(2) 供給約款 41（制限または中止の料金割引）(1)イの「定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計，従量電灯Aについては最低料金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合は，その適用後の基本料金といたします。）といたします。」は「定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに太陽光発電促進付加金，従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される太陽光発電促進付加金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合は，その適用後の基本料金といたします。）といたします。」と読み替えるものといたします。

(3) 供給約款 41（制限または中止の料金割引）(3)の「臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない早収料金を算定いたします。」は「臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない早収料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

8 その他

(1) 定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置の適用を受けたことにより，料金に変更があった場合，当該適用の日を含む料金の算定期間の太陽光発電促進付加金の算定にあたっては，供給約款 27（料金の

算定), 4 (日割計算) および 5 (日割計算の基本算式) によって日割計算を行ない, 料金を算定いたします。

(2) その他の事項については, 供給約款, はぴeタイム, 時間帯別電灯, 低圧総合利用契約, 低圧季時別電力, 深夜電力, 第2深夜電力または融雪用電力に定めるところによるものといたします。